

令和4年

5月号

濱田会計事務所通信

令和4年5月2日発行 Vol.57

令和4年4月1日から民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。成人になる（成年に達する）と、保護者の同意なしに契約などができるようになります。

間違われがちですが未成年者は契約が出来ないわけではなく、契約しても後から取り消すことが出来る『未成年者取消権』が認められているという事です。

今回は未成年者が未成年者取消権によってどのように保護されているのかをまとめてみました。



未成年者取消権とは

民法では未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、原則として契約を取り消すことができるとされています（未成年者取消権）。

契約が取り消されると契約は初めからなかったこととなります。つまり、販売業者は受け取った代金を返還し、購入者は商品を返還します。ただし、未成年者取消の場合には、その返還義務の範囲が現存利益のみでよいとされていますので、商品を消費した場合には、残っている部分のみ返還すれば良いこととなります。売った側は代金を全額返還するのに対して、買った側は使ってしまったのなら返さなくても良いとなると、売る側としては契約が取り消されると相当な損失となるので、法定代理人の同意なしに契約をするという事は、まずありません。

但し、日常生活の全てにおいて契約を取り消すことが出来るとなると不都合も生じます。例えば子供にお使いを頼んでお店で買い物をする場合、お店で物を買う行為は一種の売買契約ですが、親の同意がなかったと後で返金を求められてもお店は困ってしまいます。コンビニで高校生が自分のお小遣いでおにぎりを買って、美味しくなかったからと食べかけのおにぎりを返されて契約を取り消されるのであれば、コンビニはお客さんが未成年者かを常に確認し、未成年者には物を売らないという事になります。

そのため、以下のような場合は法定代理人の同意がない契約であっても、取り消すことが出来ないものとして定められています。

[1] 婚姻経験がある場合

未成年者でも結婚をすると成年とみなされ、離婚をしても未成年者には戻りません

[2] 法定代理人が目的を定めて処分を許した財産をその目的の範囲内で使う場合

例：本を買ってきなさいと言われて本を買ってくる場合

[3] 目的を定めなくて処分を許した財産で、支払いができる場合

例：お小遣いで好きなものを買う場合

[4] 許可された営業に関する行為

例：法定代理人の同意を得て営業している場合に、その営業中に行う契約行為

[5] 単に権利を得又は義務を免れる行為

例：お年玉をもらう場合

[6] 未成年者が契約の際に「成年である」などの嘘をついた場合

相続税対策などで親や祖父母から子や孫が贈与を受けることがあります。未成年者が贈与を受ける契約は [5] にあてはまるので、法定代理人の同意は不要です。



住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

非課税限度額

贈与を受けた者ごとに省エネ等住宅の場合には1,000万円まで、それ以外の住宅の場合には500万円までの住宅取得等資金の贈与が非課税となりました。

受贈者の要件

次の要件のすべてを満たす受贈者が非課税の特例の対象となります。

- (1) 贈与を受けた時に贈与者の直系卑属（贈与者は受贈者の直系尊属）であること。
- (2) 贈与を受けた年の1月1日において、18歳以上（令和4年3月31日以前の贈与については「20歳」）であること。
- (3) 贈与を受けた年の年分の所得税に係る合計所得金額が原則として2,000万円以下であること。
- (4) 平成21年分から令和3年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがないこと（一定の場合を除きます。）。
- (5) 自己の配偶者、親族などの特別の関係がある人から住宅用の家屋の取得をしたものではないこと、またはこれらの方との請負契約等により新築もしくは増改築等をしたものではないこと。
- (6) 贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅取得等資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築等を行うこと。
- (7) 贈与を受けた時に日本国内に住所を有していること。

住宅には、その新築とともにするその敷地の用に供される土地等を含みます。また、対象となる住宅用の家屋は日本国内にあるものに限られ、床面積などの要件があります。

申告等の方法

非課税の特例の適用を受けるためには、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に、非課税の特例の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書に戸籍の謄本、新築や取得の契約書の写しなど一定の書類を添付して、納税地の所轄税務署に提出する必要があります。



事務所からのお知らせ

過去の事務所通信はホームページにも掲載しています。また、メールマガジンとして同内容を配信していますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。

YouTube 動画配信もしておりますので、右のQRコードより是非御覧下さい。



【最近の動画】

- ・電子申告のIDとパスワードを取ってみたい
- ・コロナに感染しました

Twitter 始めました @hamadakaikei

リアルタイムでの情報発信や個人的な事などもたまにつぶやいたりしています。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

